

平成30年5月30日

まちづくりと公共交通対策
特別委員会資料

活力都市創造部

目 次

- 1 富山市耐震改修促進計画の見直しについて 1
(建築指導課)

1 富山市耐震改修促進計画の見直しについて

〔建築指導課〕

1. 「富山市耐震改修促進計画」の概要

(1) 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和 56 年 6 月）される以前の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、市民の生命や財産を保護することを目的として、耐震化の目標と施策を定めます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、国から、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、県において、耐震化率の目標や耐震改修促進施策を定めた「耐震改修促進計画」を定めることとされ、市町村においても定めるよう努めるとされたことから、本市においても「富山市耐震改修促進計画」を平成 20 年 3 月に策定したものです。

(3) 計画改定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災により平成 25 年に耐震改修促進法が改正、さらに平成 28 年に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正され、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされました。県においても、平成 28 年に「富山県耐震改修促進計画」の耐震化率目標が見直しされました。

国や県の見直しに加え、「富山市地域防災計画」の改定や、現在の住宅・建築物の耐震化率の状況をふまえ計画を見直すもので、計画期間は、平成 30 年度から平成 37 年度までとします。

(4) 主な見直し内容

- ・ 目標年次の見直し（平成 27 年度→平成 37 年度）
- ・ 地震被害想定の見直し（富山市地域防災計画に示された被害想定）
- ・ 住宅の耐震化率目標の見直し（85%→90%）
- ・ 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化率目標を見直し（90%→95%）
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物に対する耐震化への支援内容の追加

「富山市耐震改修促進計画」の構成

赤下線：見直し箇所

I. 基本事項	1. 計画の目的	新耐震基準導入以前の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進	
	2. 計画期間	<u>平成30年度から平成37年度</u>	
	3. 想定される地震の被害	<u>呉羽山断層帯における被害想定</u>	
II. 耐震化の目標	1. 住宅の耐震化の目標	<u>平成37年度で90%の耐震化</u>	
	2. 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の目標	<u>平成37年度で95%の耐震化</u>	
III. 耐震化を図るための施策	1. 耐震化の取り組み基本方針	市及び県は、関係団体と連携し、所有者の取り組みを支援する観点から必要な施策を検討し、耐震化が促進されるよう努め、所有者・関係団体はそれぞれに求められる役割を果たします。	
	2. 耐震改修の促進を図るための支援	住宅の耐震化の支援	耐震診断に対する支援 耐震改修に対する支援
		多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の支援	<u>要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援</u>
			多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化支援
	3. 住宅・建築物に係る税制・支援制度	耐震改修促進税制	
		住宅ローン減税	
		住宅金融支援機構による融資制度	
	4. 大地震に備えた事前対策	地震時の総合的な安全対策	
		<u>被災建築物応急危険度判定の体制の整備</u>	
		<u>倒壊により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策</u>	
急傾斜地崩壊対策に関する事業 <u>宅地耐震化推進に関する事業</u>			
IV. 地震に対する安全性の向上に関する啓発	1. 関係団体との連携による相談体制の充実		
	2. パンフレットの作成・配布及び講習会の開催		
	3. リフォームにあわせた耐震改修の推進		
	4. 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の啓発活動		
	5. 町内会との連携		

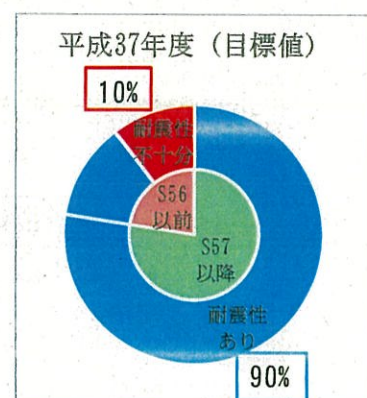
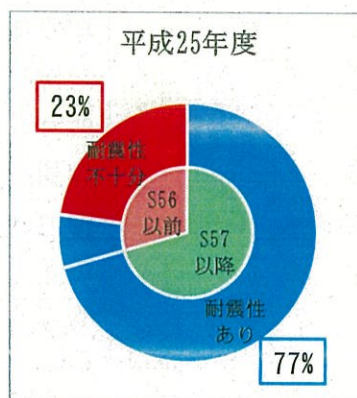
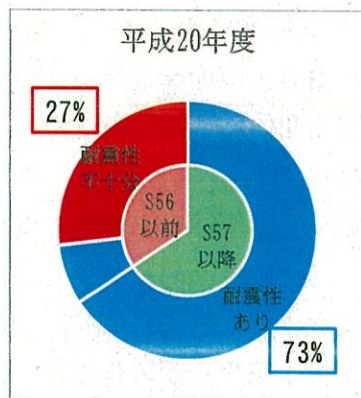
2. 耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

・耐震化率の推移 73% (H20) → 77% (H25) → 『90% (H37) 目標』

木造住宅 (戸建・共同)	全数	昭和 57 年 以降建築の数	昭和 56 年以前建築の数		耐震化率
			耐震性 あり	耐震性 不十分	
平成 20 年度	153,300	100,600	11,500	41,200	73%
平成 25 年度	160,300	113,000	10,700	36,600	77%
平成 37 年度 (目標)	155,000	120,000	19,000	16,000	90%

(平成 20・25 年住宅・土地統計調査より)



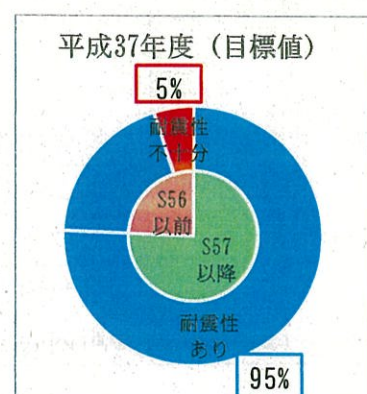
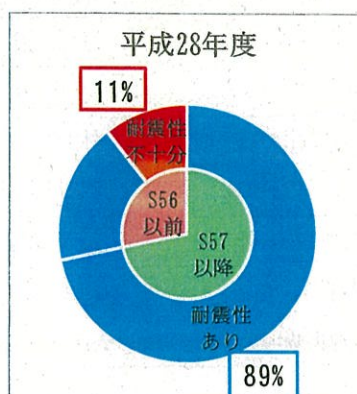
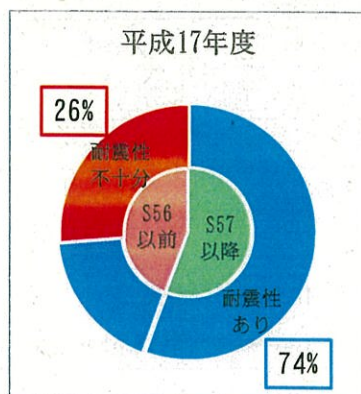
(2) 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の現状と目標

・耐震化率の推移 74% (H17) → 89% (H28) → 『95% (H37) 目標』

多数の者が利用する 大規模な建築物	全数	昭和 57 年 以降建築の数	昭和 56 年以前建築の数		耐震化率
			耐震性 あり	耐震性 不十分	
平成 17 年度	1,823	1,012	331	480	74%
平成 28 年度	2,127	1,529	378	226	89%
平成 37 年度 (目標)	2,189	1,656	424	109	95%

要緊急安全確認大規模建築物含む

(建築確認申請台帳より)



- ・多数の者が利用する大規模な建築物とは
 - 3階以上かつ1,000㎡以上の庁舎、病院、ホテル、博物館、百貨店、事務所、工場
 - 2階以上かつ1,000㎡以上の小中学校、老人ホーム
 - 2階以上かつ500㎡以上の幼稚園、保育所
 - など

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震化の取り組み基本方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠です。市及び県は、関係団体と連携し、所有者の取り組みを支援する観点から必要な施策を検討し、耐震化が促進されるよう努め、所有者・関係団体はそれぞれに求められる役割を果たします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

①住宅の耐震化支援

- ・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業の推進（部分的な改修にも対応）
- ・耐震診断実施者へのフォローアップ

②多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化支援

- ・国の制度を活用した耐震化支援
- ・耐震診断結果を公表した、要緊急安全確認大規模建築物の更なる耐震化支援

(3) 大地震に備えた事前対策の推進

①地震時の総合的な安全対策（天井落下防止対策、看板落下防止対策）

②被災建築物応急危険度判定の体制の整備

（「地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定」平成 29 年 3 月）

③倒壊により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

（「空き家対策計画」平成 29 年 3 月）

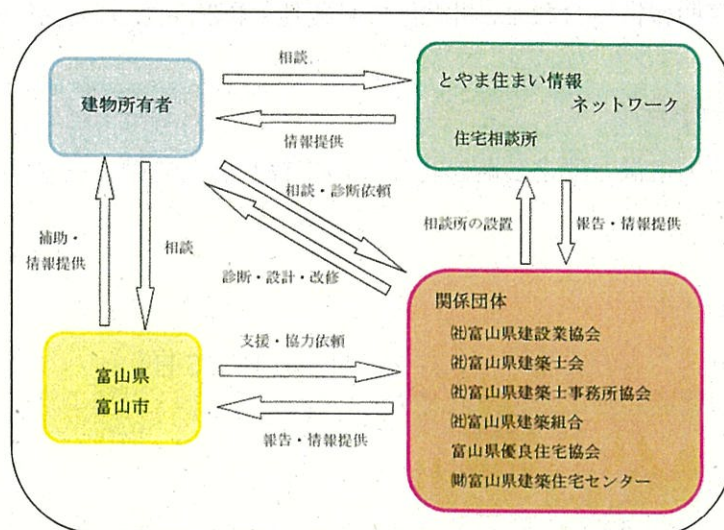
④急傾斜地崩壊対策に関する事業

⑤宅地耐震化推進に関する事業（「大規模盛土造成地変動予測調査」平成 29 年度）

4. 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発

(1) 関係団体との連携による相談体制の充実

市や県の建築担当窓口での耐震化相談に加え、とやま住まい情報ネットワークによる富山住宅相談所や地域住宅相談所を情報提供の場として活用します。



(2) パンフレットの作成・配布及び講習会の開催

パンフレットの作成・配布、ホームページによる情報提供や、出前講座や関係団体が開催するシンポジウム等での普及啓発を図ります。



(3) リフォームにあわせた耐震改修の推進

関係団体が行うリフォーム相談会に合わせ耐震化の普及啓発活動に努めます。

(4) 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化への啓発活動

建築物防災週間に合わせて行われる年2回の防災査察や、3年毎に求めている建築基準法による特殊建築物定期報告に合わせ、耐震化の必要性・重要性について普及啓発活動に努めます。

(5) 町内会との連携

町内会の自主防災組織と連携し耐震化について普及啓発を図ります。

5. 今後のスケジュール

- ・パブリック・コメントの実施 (5月25日～6月15日)
- ・富山市耐震改修促進計画の公表 (6月末)